

虐待防止のための指針

久慈保育園

1 虐待防止に関する基本的な考え方

保育所はこどもの最善の利益を第一に考慮し、こども一人ひとりにとって心身ともに健やかに育つために最もふさわしい生活の場であることが求められます。こどもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所において、虐待等はあるはずでなく、虐待等の発生を未然に防がなければなりません。

私たちは、園児の人権の擁護及び虐待等の防止を図ることを目的に、虐待に該当する次の行為及び虐待等と疑われる不適切な保育を行わないとともに、虐待等の早期発見・早期対応を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

- ①身体的虐待：園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②性的虐待：園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ネグレクト：園児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、園児による①②又は④までに掲げる行為の放置その他の当園職員としての業務を著しく怠ること。
- ④心理的虐待：園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 虐待等の発生防止・早期発見に努める観点から、園長を責任者とする「虐待防止委員会（以下「委員会」と言う）」を設置します。
- (2) 委員会の構成は、園長、主任保育士、副主任保育士を基本とし、必要に応じて園長が指名する他の職員を加えることができるものとします。
- (3) 委員会の会議は、必要な都度園長が招集し開催します。
- (4) 委員会は主に次の内容について協議するものとします。
 - ①虐待等防止のための職員研修に関すること
 - ②虐待等の予防・早期発見に向けた取り組みに関すること
 - ③虐待等が発生した場合の対応に関すること
 - ④虐待等の発生原因の分析と再発防止策に関すること
- (5) 委員会を適切に運営するため、虐待防止委員会担当者（以下「担当者」と言う）を置くこととし、担当者は主任保育士とします。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、こどもの人権の擁護及び虐待防止を徹底する内容とします。
- (2) 研修は定期的に年1回以上行うものとします。
- (3) 新規採用職員には「保育者の心得」を活用したオリエンテーション等を通じて研修を行います。
- (4) 実施した研修については、研修資料や出席者等を記録し保管します。

4 園内で虐待等が発生した場合の対応に関する基本方針

- (1) 園内で虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待園児の権利と生命の保全を優先します。
- (3) 職員が他の職員による園児への虐待を発見した場合、もしくは園内で虐待等が疑われる場合は、担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- (4) 担当者は、苦情解決を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、責任者に報告するとともに、速やかに委員会を開催します。
- (5) 委員会は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った当人に事実確認を行います。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。
- (6) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処することとし、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (7) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (8) 必要に応じて関係機関や保護者等に対して説明し、報告を行います。

5 当該指針の閲覧について

この虐待防止のための指針は、園児の保護者及び家族が閲覧できるように、園内に備え置くとともに、当法人のホームページに公表します。